○農林水産省告示第六百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡富岡町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年四月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字奥戸二七〇九の二一九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年四月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福井県大野市上打波甲六一字魚帰二の三・六四字岩屋一の一三・一の一四・一の一六・一の一八・一の二〇・一の二一・一の二三・六五字虎狼二の七から二の一一まで・二の一四・七一字小谷一の七・八二字口中ノ水一の三・一の四・九三字福倉七の一〇・一一二字孫惣一の五・一八一字菅ノ分二の九・二の一〇・五の八・一八四字大沢一の五・一の六・一の八・一の九・一八八字土倉一の三・一の四・五の四から五の六まで・六の三・六の四・一九四字黒井谷一の六・二の五・二の六・一九五字上馬ノ牧一の五から一の七まで（以上三十九筆国有林）、乙六一字大嵐一の三、甲六一字魚帰二の二、三、六の三、六二字中古屋三、六四字岩屋一の五から一の七まで、一の一五、一の一七、一の二二、六五字虎狼一の一、二の一から二の六まで、二の一二、二の一三、二の一五、六九字赤谷四の二、四の三、六の二、七の二、八の三、八の六、九の一、九の二、一〇の一から一〇の五まで、一一の二、七一字小谷一の二、二の三、七三字大谷一の三、二の二、八二字口中ノ水一の二、九〇字風吹一の三、九一字瓶ケ平一の二、九二字白**挙**一の三、九三字福倉七の四、九四字一ノ瀬一の二、九六字石掛一の二から一の六まで、一の一三、一の一四、二の三、九九字鳩ケ瀬一の三、一の四、二の三、一〇五字田刈子一の三、一一二字孫惣一の三、一二〇字八軒作一の二、甲一二六字杉本一の三、一の八、一三六字上池ケ嶋一の三、一四五字上小倉一の三、一の七、一の九、一の一七、一五二字山ノ平一三の三、一五三字清五左一の三、一五五字小嵐五の三、一七六字横平二の三、一七七字横草三の二、三の三、一八一字菅ノ分二の四、五の三、一八四字大沢一の四、一の七、二の三、一八八字土倉一の二、五の三、六の二、一九三字シナノ木谷一の四、一九四字黒井谷一の三、二の四、一九五字上馬ノ牧一の三、一九九字安兵エ洞一の三、二〇一字桃木一の三、二〇二字上大半明二の三、三、四、二〇五字大山一の一、一の二、二の三、三の一、三の二、四の三、阿難祖地頭方一字足谷三、七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一字足谷三、七の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第九十四号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
平成21年12月26日	社団法人日本下水道協会 東京都千代田区大手町二丁目6番2号日本ビル	財団法人日本下水道協会JIS登録認証センター 東京都千代田区大手町二丁目6番2号日本ビル	A（土木及び建築）、G（鉄鋼）、K（化学）	日本
平成21年12月26日	日本検査キューエイ株式会社 東京都中央区新富二丁目5番5号	日本検査キューエイ株式会社 東京都中央区新富二丁目15番5号	A（土木及び建築）、B（一般機械）、E（鉄道）、G（鉄鋼）、H（非鉄金属）、R（窯業）、Z（その他）	日本

○国土交通省告示第三百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G—2105	一酸化炭素等発散防止装置 スズキ　HBDHK　V6AE3	スズキ　HBD—HA25	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第三百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年四月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43—58R—020004	突入防止装置　OKAYOバンパー　SRD—L1	株式会社岡山熔接所　岡山県岡山市北区北長瀬表町三丁目19番10号